

# 令和4年度 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

令和4年12月1日（木）  
午後1時30分～3時30分  
静岡県庁西館8階教育委員会議室

## 次 第

- 1 開会（13:30）
- 2 説明（13:35～13:45）
  - (1) いじめ防止対策推進法
  - (2) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会
  - (3) いじめ、いじめの解消、いじめ重大事態とは
- 3 報告（13:45～14:15）
  - (1) 本県の現状
  - (2) 本県の取組
- 4 情報交換・協議「各機関等における取組」（14:15～15:25）
- 5 閉会（15:30）

### 〈資料〉

- 資料1 説明スライド
- 資料2 小・中学校における現状と主な取組
- 資料3 高等学校における現状と主な取組
- 資料4 特別支援学校における現状と主な取組
- 資料5 私立学校における現状と主な取組
- 資料6 いじめの未然防止等のための教員研修
- 資料7 いじめ防止対策推進法

第5期 静岡県いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

分野	氏名	役職等	備考
学校	海野 美代子	静岡県保育連合会副会長 (一番町保育園 園長)	
	岩本 幸子	静岡県女性校長会会長 (吉田町立住吉小学校 校長)	
	南 雅司	静岡県校長会副会長 (静岡市立城内中学校 校長)	
	齊藤 篤	静岡県高等学校長協会生徒指導専門委員会委員長 (静岡市立高等学校 校長)	
	青木 暁乃	静岡県特別支援学校長会いじめ問題担当 (静岡県立沼津特別支援学校 校長)	
	小関 直樹	静岡県私学協会生徒指導専門部会会長 (静岡清高等学校 校長)	
教育委員会	池上 重弘	静岡県教育委員会教育長	
	奥村 篤	静岡県都市教育長協議会会長 (沼津市教育委員会教育長)	
	朝倉 和也	静岡県町教育長会会長 (清水町教育委員会教育長)	
児童相談所	鈴木 智一郎	静岡県中央児童相談所長	
法務局	神山 淳也	静岡地方法務局人権擁護課長	
警察	加藤 悟 (増田 修)	静岡県警察本部生活安全部長 (静岡県警察本部生活安全部少年課管理監)	代理出席
弁護士	萩原 繁之	静岡県弁護士会子どもの権利委員会委員 (みどり合同法律事務所)	
医師	森 泰雄	静岡県医師会理事 (志太ENTクリニック森耳鼻咽喉科 院長)	
専門家	川瀬 珠実	静岡県公認心理師協会教育・学校臨床委員会委員長 (浜松市スクールカウンセラー)	
	後藤 久美	静岡県社会福祉士会こども家庭福祉委員会副委員長 (静岡県教育委員会スクールソーシャル・ワーカー)	
保護者	藤島 祥人	静岡県私学保護者会会長	
	安田 佳子	静岡県PTA連絡協議会副会長	
	三輪 高太郎	静岡県公立高等学校PTA連合会会長	欠席

事務局

課名	職名	氏名
義務教育課	教育主査	宮城 新太
高校教育課	教育主査	大杉 信吾
特別支援教育課	教育主幹	松本 太郎
私学振興課	主査	深澤 徹
教育政策課	課長	山下 英作
	人権・教員育成室長	小林 三奈子
	班長	齋藤 篤
	教育主査	中村 友美

# 座席表

県弁護士会  
子どもの  
権利委員会  
萩原 繁之

県医師会  
理事  
森 泰雄

県公認心理師  
協会 委員長  
川瀬 珠実

県社会福祉  
士会 副委員長  
後藤 久美

県警察本部生活安全部  
少年課管理官  
増田 修  
(代理出席)

静岡地方法務局  
人権擁護課長  
神山 淳也

県中央児童相談所  
所長  
鈴木 智一郎

県都市教育長協議会長  
奥村 篤

県町教育長会会長  
朝倉 和也

県私学協会  
部会長  
小関 直樹

県私学保護者会  
会長  
藤島 祥人

県PTA連絡協議会  
副会長  
安田 佳子

県教育委員会  
教育長  
池上 重弘

教育政策課長  
山下 英作

人権・教員育成  
室長  
小林 三奈子

県保育連合会  
副会長  
海野 美代子

事務局

事務局

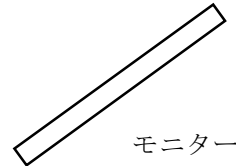
事務局

県特別支援学  
校長会 担当  
青木 暁乃

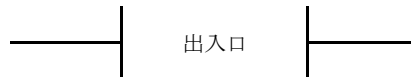
県高等学校長  
協会 部会長  
齊藤 篤

県校長会  
副会長  
南 雅司

県女性校長会  
会長  
岩本 幸子



モニター



出入口



令和4年度

## 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

令和4年12月1日 静岡県教育員会

## いじめ防止対策推進法

(平成25年6月21日成立)

### 【成立の背景】

- ◆平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する

いじめ防止対策推進法による国・地方公共団体・設置者・学校・保護者の役割

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「いじめ基本方針」の策定【法第11条】</li> <li>○いじめ防止等のための対策を総合的に策定・実施</li> </ul>
地方 公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「地方いじめ防止基本方針」の策定【法第12条】</li> <li>※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置【法第14条第1項】</li> <li>○地域の状況に応じて施策の策定・実施</li> </ul>
学校の 設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置【法第14条第3項】</li> <li>★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施【法第24条】</li> <li>○いじめの防止等のために必要な措置の実施</li> </ul>
学校・ 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「学校いじめ防止基本方針」の策定【法第13条】</li> <li>★「学校いじめ対策組織」の設置【法第22条】</li> <li>★いじめに対する措置【法第23条】</li> <li>○学校全体でいじめの防止・早期発見と対処</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童等への指導、いじめ防止等のための措置への協力【法第9条第1項・第3項】</li> <li>★児童等の保護【法第9条第2項】</li> <li>○子の教育についての第一義的責任</li> </ul>

★:義務 ◆:努力義務 ○:責務 ※望ましい

## いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ防止推進法 第14条第1項)

## 目的

いじめの防止等に関する  
**機関及び団体の連携を図る**

(いじめ防止推進法 第14条第1項)

## 委員構成

学校

教育  
委員会

児童  
相談所

法務局

警察

その他  
関係者

(いじめ防止推進法第14条第1項)

## いじめ防止対策推進法の定義

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### 社会通念上

- 「力の差」  
強い者が弱い者に対して
- 「継続的」  
単発でなく反復される
- 「意図的」  
悪意をもった攻撃
- 「集団的」  
複数で一人の者を

### 法律上

- ①一定の人間関係
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為  
※インターネット上も含む
- ③(②の行為を受けた児童等)の  
心身の苦痛  
※力の差、継続的、意図的、集団的であるかは問わない。

新井 肇 (いじめ問題理解基幹研修資料,2022)を参考



# 広範ないじめ概念

## 法律上のいじめ(心身の苦痛)

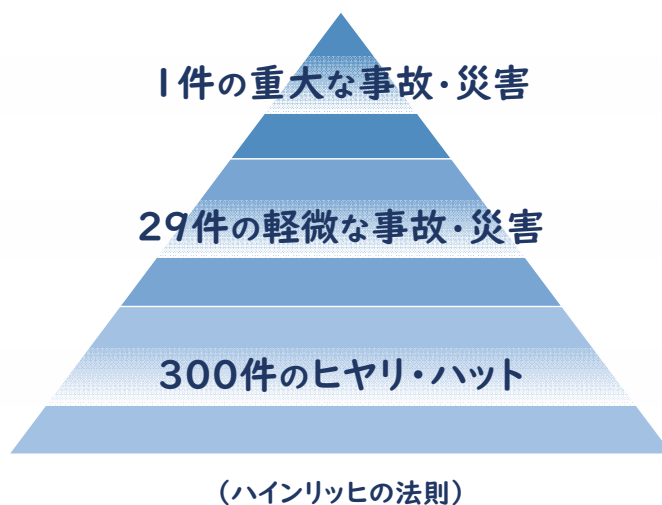
### 社会通念上のいじめ

- 「力の差」(強い者が弱い者に対して)
- 「継続的」(単発ではなく反復される)
- 「意図的」(悪意を持った攻撃)
- 「集団的」(複数で一人のものを) 等々

新井 肇(いじめ問題理解基幹研修資料,2022)を参考

## ヒヤリ・ハットの段階で対処する

いじめの対象を最大化し、いじめが深刻化するリスクを最小化する



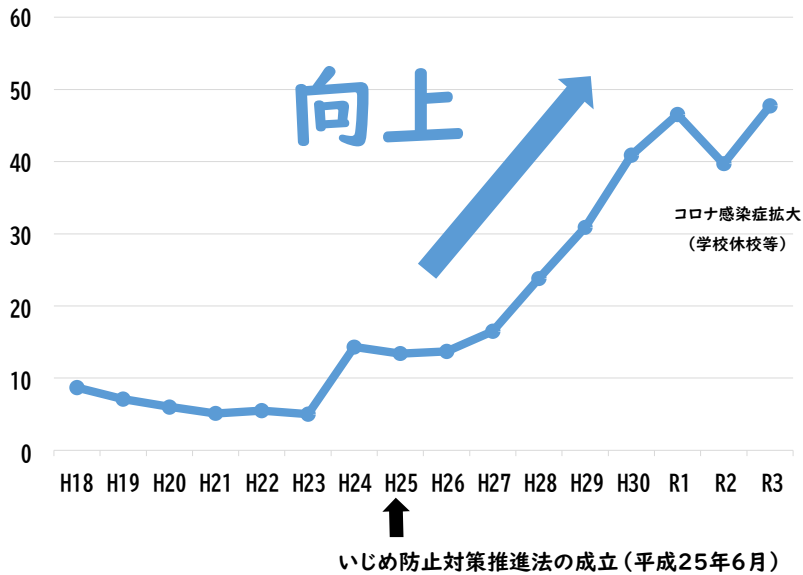
目指すべきは、  
「いじめゼロ」ではなく、  
「いじめ見逃しゼロ」

新井 肇 (いじめ問題理解基幹研修資料, 2022)

積極的な認知

## いじめの認知率の推移

(1,000人当たりの認知件数、全国値、小・中・高・特の総計、単位：件)



## いじめ解消の要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
(少なくとも3か月継続)
- ② 被害児童生徒が  
心身の苦痛を感じていないこと

いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定、平成29年3月改定)

# いじめ重大事態

■ 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(28条第1項第1号)

■ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(28条第1項第2号)

## 生命、心身又は財産に重大な被害の例

自殺企図	リストカットなどの自傷行為
暴行を受け、骨折	投げ飛ばされ、脳震盪
殴られて、歯が折れる	心的外傷後ストレス障害
嘔吐や腹痛の継続	カッターで刺されそうになる
ズボンと下着を脱がされる	裸の画像をネットで拡散される
金銭を強要され渡す	スマホを壊される

相当の期間学校を欠席の目安

30日

静岡県いじめ防止基本方針

静岡県・静岡県教育委員会（平成30年3月改定）

## いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも  
絶対に許されない行為

静岡県いじめ防止基本方針（静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定）

## いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも  
どこでも起こりうる

静岡県いじめ防止基本方針（静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定）

## いじめ防止の基本的な考え方

1	未然防止
2	早期発見・早期対応
3	関係機関との連携
静岡県いじめ防止基本方針（静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定）	

### 1 未然防止

家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの関わりや対話を大切にする</li> <li>・子どものありのままを受け止める</li> <li>・安心感や信頼感で満たされるよう努める</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きまりを守り、お互いを尊重する感覚を育てる</li> <li>・子どもを温かく、時に厳しく見守る</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの信頼関係を大切にする</li> <li>・違いを認め合うことのできる集団づくりに努める</li> <li>・自分たちの問題を自ら解決できる集団を育てる</li> </ul>
静岡県いじめ防止基本方針（静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定）	

2 早期発見・早期対応	
家庭	・日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める
地域	・いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校に連絡する
学校	・いじめを訴えやすい機会をつくる ・子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身に受け止め、すぐにいじめの有無を確認する
静岡県いじめ防止基本方針（静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定）	

